

「介護職員特定処遇改善加算」算定に伴う手当について 2020. 4. 1

2019年10月より居宅介護支援事業所を除く介護保険事業所で「介護職員等特定処遇改善加算」(以下、特定加算)を算定するにあたり、同月給与分より「特定処遇改善手当」を新設しましたが、2020年度においても継続して本手当を支給しますのでお知らせします。また介護職員処遇改善計画書は各事業所にて掲示または閲覧に供します。

特定処遇改善手当の支給要件は、次の通りです。

【支給対象者】：次の要件をすべて満たす正社員及び契約社員(ただし試用期間中の者を除く)

【ランクA】：経験・技能のある介護職員 支給額 月額60,000円

- ・管理者以上の役職手当を支給しており、かつ介護職員を兼務している者
- ・経験年数7年以上
- ・介護福祉士

【ランクB】：中堅介護職員 支給額 月額20,000円

- ・主任または主任付の者(主任手当を支給している者)
- ・経験年数5年以上
- ・実務者研修修了者、ヘルパー1級または同等の資格を有する者

【ランクC】：他の介護職員 支給額 月額10,000円

- ・その他の介護職員

また、2020年4月1日から2021年3月31日までに特定加算で得られた合計金額から毎月分配した合計金額を差し引き、余剰が発生した場合は次の通り2021年4月に一時金として分配する。

$$\frac{\text{余剰金額}}{(\text{ランクAの人数} \times 6) + (\text{ランクBの人数} \times 2) + (\text{ランクCの人数})} = (A)$$

【ランクA】 (A) × 6

【ランクB】 (A) × 2

【ランクC】 (A) × 1

なお、支給額については毎年、計画の届出をする際に見直しを行うこととする。また、特定加算の算定を取り下げた場合、本手当は支給しない。

以上